

12月19日 事務次官等会議  
12月20日 閣議（予定）  
12月26日 公布（予定）

平成17年12月  
内閣府

## 「平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

### 政令案の概要

平成16年10月23日の新潟県中越地震による災害で、特に中小企業者に甚大な被害が生じた<sup>ながあかし</sup>長岡市、<sup>おぢやし</sup>小千谷市、<sup>とあかまちし</sup>十日町市、<sup>こしじまち</sup>越路町、<sup>やまこしむら</sup>山古志村、<sup>かわぐちまち</sup>川口町及び<sup>かわにしまち</sup>川西町（いずれも旧市町村名）の区域について、平成16年12月1日に、激甚災害法に基づく局地激甚災害として指定し、平成17年5月31日を期限として中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講じ、平成17年5月に、その期限を平成17年12月30日まで延長したところ。

しかしながら、旧山古志村の区域においては、今後、本格的な復旧活動が行われることに伴い、平成18年12月末までの間は、引き続き、資金需要があることが新潟県の調査で明らかになったことから、今回、当該区域に係る特例措置の適用期限を、平成18年12月29日まで延長することとする。

### 延長する措置の概要

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

#### 連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
中山、宜保、及川  
03-5253-2111（代）（51205・51210）  
03-3501-5408

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害<sup>しん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成十七年十二月三十日」を「次の各号に掲げる激甚災害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、三島郡越路町、北魚沼郡川口町及び中魚沼郡川西町の区域に係る激甚災害 平成十七年十二月三十日

二 新潟県古志郡山古志村の区域に係る激甚災害 平成十八年十二月二十九日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。